

羽咋市市民リサイクル銀行実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭において不用となった物であって再使用することが可能な物(以下「不用品」という。)に係る情報を市民に提供することにより、不用品の再使用の促進及びごみの減量化を図り、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(不用品情報の提供)

第2条 市長は、不用品に係る情報を広く提供するため、当該情報を市民リサイクル銀行掲示板(以下、「情報掲示板」という。)に掲示し、並びに市の広報誌及び公式ホームページに掲載(以下「掲示板等への掲示等」という。)する。

2 情報掲示板は、羽咋市役所庁舎に設置する。

(利用者の範囲)

第3条 不用品の譲り渡し又は譲り受け(以下「譲り渡し等」という。)の情報の掲示板等への掲示等を行うことができる者は、市内に居住する満20歳以上の者とする。

2 前項の規定に関わらず、営利目的等本事業の主旨に反すると認められる者については、その利用を拒否することができる。

(不用品の範囲)

第4条 掲示板等への掲示等を行うことができる不用品は、家具、衣類、日用雑貨品、玩具、文具、教養娯楽品その他一般家庭において使用される物とする。ただし、次の各号に掲げる物を除く。

- (1) 修理、清掃等をしなければ使用することのできない物
- (2) 食料品、医薬品、動植物等の衛生管理上支障がある物
- (3) チケット等金券に類する物
- (4) 自動車、オートバイ、農業機械等原動機付の乗用機械
- (5) 宗教に関する物
- (6) 法令に反する物又は社会通念上適当でないとい解される物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとい認める物

(譲渡価格)

第5条 不用品の譲渡は、無償で行うものとする。

(掲示板等への掲示等の申込)

第6条 譲り渡し等の情報の掲示板等への掲示等を希望する者は、品名、規格、数量その他市長が必要であると認める事項を記載した書面の提出又は当該書面に記載すべき事項の伝達により、市長に申し込むものとする。

(掲示板等への掲示等)

第7条 市長は、前条の規定による申込があったときは、速やかに、当該申込に係る情報の掲示板等への掲示等を行うものとする。

(掲示板等への掲示等の期限)

第8条 譲り渡し等の情報の掲示板等への掲示等の期限は、第6条の規定による申込があった日から3月を経過した日の属する月の末日までとする。ただし、申込者から引き続き登録を希望する申出があったときは、その期限を3月延長することができる。

(掲示板等への掲示等の取消し)

第9条 市長は、前条に定める期限までに譲渡が成立しないとき又は次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該掲示板等への掲示等を取り消すものとする。

- (1) 申込者から情報の掲示板等への掲示等を取りやめる申出があったとき。
- (2) 申込内容に虚偽があり、又は本要綱の定め反することが明らかとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(当事者の協議)

第10条 掲示板等への掲示等がなされた情報に基づき不用品を譲り受け、又は譲り渡そうとする者(以下「希望者」という。)は、当該情報の掲示板等への掲示等を申し込んだ者(以下「申込者」という。)と譲り渡し等を達成するために必要な協議を直接行うものとする。この場合において、市長は、当該協議に関与しない。

2 市長は、前項の協議を行うために必要な範囲内の申込者に係る情報を希望者に提供するものとする。

3 前項の規定により申込者の情報の提供を受けた者(以下「申込者情報受領者」という。)は、当該情報をこの要綱の目的以外の目的に使用してはならない。

(協議結果の報告)

第11条 申込者情報受領者は、前条第1項の協議が終了したときは、速やかに、当該協議の結果を市長に報告するものとする。

(不用品の保管)

第12条 申込者の譲り渡しに係る不用品は、申込者が保管するものとする。

(紛争の処理)

第13条 この要綱により譲り渡し等がなされた不用品に係る故障、欠陥等又は譲り渡し等の協議に係る紛争があった場合は、希望者と申込者双方の責任においてこれを処理するものとし、市長はその責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに登録された手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。